

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	K Hネオケム株式会社
【英訳名】	KH Neochem Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 理夫
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 瀧本 真矢
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 高橋理夫及び取締役常務執行役員 瀧本真矢は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用会社については、財務報告への影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定する指標としては、「売上高」を採用することが適切であると判断しました。これは、当社グループが化学品の製造販売を事業の中核としており、各事業拠点の売上高が事業活動の規模を測る上で重要な指標であると考えられるためです。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結消去後）の金額が高い拠点から、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点（当社のみ）を「重要な事業拠点」として評価対象としております。また、当該事業拠点の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセス（販売、購買、原価計算）を評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（引当金、税金・税効果、資産評価など）については、財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。